

令和6年度診療報酬改定(令和6年6月)のご案内

医療情報取得加算

『医療情報・システム基盤整備体制充実加算』から『医療情報取得加算』に名称が見直されました。

オンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

より質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得して活用しています。受診時にはマイナンバーカードをご持参ください。

令和6年度診療報酬改定（令和6年6月）のご案内

医療情報取得加算

初診時	再診時
マイナ保険証を利用していない場合	
医療情報取得加算1 3点（月1回）	医療情報取得加算3 2点（3月に1回）
マイナ保険証利用時または他の医療機関から 診療情報の提供を受けた場合	
医療情報取得加算2 1点（月1回）	医療情報取得加算4 1点（3月に1回）

※3月に1回⇒連続する3ヶ月の間に1回